

# 議会運営委員会会議録

(令和4年6月6日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和4年6月6日(月)  
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	山下正敏	副委員長	鷹野正志
委員	嘉喜山茂	委員	石川秀夫
委員	金繁典子	委員	那須芳人

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長	原田達也	副議長	佐々木史仁
----	------	-----	-------

傍聴委員外議員

議員	少林法子
----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	本多幸雄	局長補佐	小松一恵
--------	------	------	------

説明のため出席した者

(総務課)

課長	立花慶司
----	------

本日の委員会に付した案件

- (1) 議案の概要説明とその取り扱いについて
- (2) 陳情等の取り扱いについて
- (3) その他

開会	10時00分
----	--------

閉会	11時13分
----	--------

○山下委員長 それでは、議会運営委員会を開催いたします。

早速、議案の概要説明とその取り扱いについて総務課長に説明を求めます。

立花総務課長。

○立花総務課長 先週 3 日の議会運営委員会において、6 月定例会に上程する議案について説明しましたが、そのうち、第 40 号議案「地方自治法第 180 条第 1 項の規定により愛南町長において専決することができるものの指定の一部改正について」は、議会が判断するものであり、その提案権は議員に専属するものであったので、誤りを報告し、当該議案を取り下げます。

また、第 41 号議案「町有財産の減額貸付について」は、内容に変更はありませんが、議案番号を第 40 号議案といたします。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 条文の改正について、総務課長から説明のあったとおり、地方自治法の改正により、引用する条文の条項ずれを修正するという内容なので、定例会初日の朝礼においてその内容を説明させていただき、最終日に発議を予定していることを御報告させていただきます。

(立花総務課長退席)

○山下委員長 それでは次に、陳情等の取り扱いについてを議題とします。

まず最初に、この現在の愛南町議会の陳情の取り扱いについて、事務局から説明を求めます。

本多事務局長。

○本多事務局長 では、議会資料 1 を御覧ください。

(2) 陳情等の取り扱いについてという資料となります。こちらのほうに、今現在ですね愛南町議会が請願と陳情をどのように取り扱っているかについて、簡単にまとめた資料となっております。

まず 1 枚目に、請願書と陳情書があるわけなんですけども、請願書につきましてはその根拠が地方自治法第 124 条、125 条、会議規則 88 条にあります。陳情等につきましては、特に法的な根拠はありませんが、陳情に類するものとしまして嘆願書とか要望書とか、お願い等がございます。

請願書につきましてはの形式的な要件なんですけども、邦文であること、邦文で書かれていること、趣旨、提出年月日、住所、氏名そして署名または記名、押印が必要となります。そして紹介議員が必要ということになっております。これにつきましては、会議規則の 88 条第 2 項に定めがございます。

陳情書につきましては、形式的な書式については請願と同様の要件でございます。ただ、紹介議員が不要ということになります。

そういった条件で、事務局また議長のほうに提出されましたら、それは全て受理をさせていただいております。なお、申合せ事項によりまして、定例会初日 10 日前までにですね、出されたものはその定例議会で処理いたしまして、それ以降に出てきたものにつきましては、次回の定例会で審査をするということになります。

請願は要件が整えば全て受理、陳情等も同じように要件がそろっていらっしゃらば受理をさせていただいております。請願につきましては、請願文書表に請願の写しをつけて整理をします。また、陳情書につきましても陳情等一覧表に整理をし、陳情等の写しをつけて整理をさせていただいております。それにつきましてはですね、議会運営委員会の中で、その取り扱いを決定するわけなんですけども、請願につきましてはですね、全て審査をする必要がありますので、議会運営委員会の中で、どの常任委員会に付託するかを決めていただくこととなります。

陳情等につきましては、議長がですね、これについては請願と同じような形で、審査をするべきだと判断したものについてですね、議会運営委員会に諮りまして、それで請願と同じように処理するという事になった場合はですね、どちらの委員会に付託するかを議会運営委員会で諮っていただきます。そして最終的に議長が決定するという事となります。

その他ものにつきましては、いわゆるもう審査しないというところで、陳情等一覧表に載せてですね、議員の皆様へ通知をするのみということとなります。先般の議会運営委員会の中でですね、いわゆる議長預かりということになりましたが、それはこの審査をしないという、この流れとなります。審査をすることになった場合は、本会議にかけましてその中で委員会付託を正式に行います。そして、委員会を開催してその中で採択・不採択もしくは継続審査というですね、結果を出していただいて、採択・不採択となったものについてはですね、本会議で報告をすると、そして最終的に請願者へ本会議の結果を通知をするという流れとなっております。以上です。

○山下委員長 ただいま説明が終わりました。何か質疑のある方、おられませんか。  
金繁委員。

○金繁委員 一番上の陳情書の下に、陳情に類するものとして嘆願書、要望書、お願い等とあります。これ以外に関しては、ここに書いてあるように、その後書いてある「議長受理して申合せ事項、定例会初日 10 日までとし、それ以降は次回定例会」ってあるんですけど、実際には適宜、その随時要望などに関しては全員協議会で協議していただいたりとか、しなかったりとかいうことがあると思うんですけど、その流れは実際としてあるので、それをどうするかというのはまた全員協議会、まあここでも全員協議会でも話していただけたらと思っています。一律には処理されてはいないのが現状だということを、ちょっとここで言うておきたいと思いません。

○山下委員長 今の金繁委員の意見は、結局議長が判断で全協にかけたりかけなかったりすることがあるので、という意見ですかね。  
金繁委員。

○金繁委員 はい、そうですね。プラスここに書かれているように、定例会初日 10 日までとして、その陳情一覧表に載せたりとか、そういうことは要望書ではないじゃないですか、実際では。なのでおっしゃるとおりなんですけど、結論としては、この手続についてはまた別途フロー確立というかきちんと決めるべきだなと思います。ほかの議会改革進んだ議会とかはそうされていると思うんで、また勉強してみんなで決められたらと思っています。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 ちょっと補足といいますか説明させていただきます。

陳情書またはそれに類するものですね、嘆願書とか要望書、お願い等いろいろな言葉で出てくるわけなんですけど、それにつきましても、いわゆる形式的な要件、先ほど言いましたように邦文で書かれているかとかですね趣旨、提出年月日、住所、氏名そして署名または記名押印があるものにつきましては全て、陳情等一覧に載せている状況です。以上です。

○山下委員長 説明が終わりました。よろしいですか。

ただいま愛南町議会の陳情についての取扱いの説明をしましたが、今の取扱いでいろいろ意見、委員の皆さんいろいろあると思うんですけど、例えば今後こうしたらどうか、ああしたらどうかという意見のある方ございませんか。

陳情の取扱いについて現在、現在のままでいいのか。

石川委員。

○石川委員 このフローでですね、議会運営委員会で審査がされていないのが現状じゃないかなと。フローはこうなってますけど、実際にですねその案件ごとにですね、付託するとか審査しないとかですね、要件を満たしてる満たしてないとかですね、そういうことを議会運営委員会の中でですね、審査が行われていないのが実態じゃないかなというふうに思います。

それを踏まえてですね今後審査を、今後といいますか、このフローどおりにやればですね、6 月定例はですね、陳情についてですね、請願はもう全て委員会に付託ということになるのか

と思いますが、陳情に類するもの、この部分についてはですね、審査するかしないのか、要件を満たしているのか満たしていないのかも含めてですね、やはり私は議会運営委員会の中でですね、審査する必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 審査するしないの部分なんですけれども、誤解があるかもしれませんが、審査実際ですね、請願とか陳情等について審査をするのは委員会です。なので、議会運営委員会での審査する審査しないを決定するというのは、委員会の付託をするのかしないのかを決定するというふうに理解してください。

以上です。

○山下委員長 ただいま局長からの説明がありました。結局、審査は委員会がするもので議会運営委員会はその付託先を決めるという説明でしたので、何か意見。

那須委員。

○那須委員 委員長でも、でもその委員会に付託するには、やっぱりこの議運で内容を精査して、本当に付託すべきものなのかしなくていいものなのかっていうのは、それはこの委員会が決めるんだと思いますよ。

○山下委員長 今、那須委員の意見は、付託するにもやっぱり議会運営委員会の審査が必要だということ、これ皆さん意見は一致ですか。

金繁委員。

○金繁委員 ここで、議運で審査するかどうか、その事項に入るかどうかっていうのは、まずやっぱりこの前、那須議員もおっしゃってたように、議長の判断がまずあると思うんですね。で、議長が議運に付託するかどうかというのがまずあって、その次に議運で今おっしゃってた話になると思うんですが。確認です、違いますかね。

○山下委員長 今、金繁委員から、まずは議長の判断で決めるということの質問なんです。

事務局長、これでよろしいですかね。

本多事務局長。

○本多事務局長 先ほども言いましたように、請願書とか陳情書について形式的に要件がそろっているものにつきましてはですね、全て議会運営委員会で審査を付託するのかどうかを決定することになると思います。その中で、例えば陳情書につきましては、議長の中でですね、これについては請願の例によって、審査をしたほうがいいんじゃないかという判断はあろうかと思えますけれども、形式的要件がそろっていればですね、全て議会運営委員会のほうに諮ることになるのかなと思っています。

以上です。

○山下委員長 鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 今、うちの議会で問題になっとるのは、その請願でしたら紹介議員をあれして、もちろん招集して趣旨説明から質問等できます。ほんでその辺を審査してしますけど、現状その陳情等が出た場合には、賛同議員がおればすぐ議案に載るっていうな、そういう状況がちょっと続いております。ですから、請願の重みと陳情の重み、もう何か逆転しとる。陳情すれば何でもええんやがっていうような状況になってるいうに、私は感じます。

ですからそのやはり請願と陳情は違うのであって、その陳情でも請願には本当に類するものなのか、その辺はしっかりと審査する必要があるかというふうに思っております。その方法を考えるべきやというふうに思っております。

○山下委員長 私の記憶ですが、この陳情が議長判断で請願に扱うものとして審査したこと、私今まで一回もないと思うんですが、ちょっと本多事務局長、そういう例はなかったでしょうか。

本多事務局長。

○本多事務局長 私はそういった例は聞いたことがございません。

以上です。

○山下委員長 まあこれはちょっと意見です。そういうことはなかったという。

金繁委員。

○金繁委員 一つまた確認させてください。今、鷹野議員がおっしゃった、副委員長がおっしゃった陳情、請願ではない陳情について、まあ議員のほうで何でもかんでも発議できるっていうのは問題ではないかというような趣旨だったと思うんですけど。この愛南町の今の取扱いの図の、一番下の点線で書いてある、趣旨に賛同する議員の発議は、陳情等の審査の有無に関わらないということで、例えまあ委員会に付託があろうとなかろうと、一応その陳情として出されたものというのは、その議員として本会議で発議するのは自由なはずですよ。なので、二人以上の賛成があれば動議で、なのでそれをこう抑えることは、どっちみちできないのではないかとというのが質問なんですけど。

○山下委員長 鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 もちろんその発言の自由、それはあろうかと思えます。で、一番必要なのは、その陳情だったら内容を精査せずに、審査せずに何でも、例えば間違ったこと、間違ったとか事実と反することをもし陳情に出てきたとしても、賛同議員がおればそれが議題に乗るといようなことになり兼ねんと思うんですよ。

ですから、やっぱり陳情も請願と同じように、議運なり議長の判断なり審査っていうか、その内容をしっかりとした請願に属するものなのかっていう判断をする機会は絶対必要で、やみくもにぱっとやって賛同します言うて、それを議題に挙げるっていうのはおかしいということを行っているんです。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 じゃあ確認です。じゃあ鷹野副委員長がおっしゃっているのは、全ての陳情を一応その議運にかけて、委員会に付託するかどうかを決めるべきだということですよ。

(発言する者あり)

○金繁委員 ということは、委員会に全て送付される、付託されるということになってきますけど。

○山下委員長 鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 ですから、その辺の判断はもう議長が請願と類するものとするのかとらないのか、それをまた議運に付託して諮ってくるのかっていうのは、やっぱり議長の判断になってこようかと思えます。

全部じゃないと思うんよ。それは。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 それは委員長はじゃあやっぱり、失礼、議長がまず何らかの判断をするということですか、どっかで。

○山下委員長 原田議長。

○原田議長 そちらあたり議長の判断というのはどうなのかなと思いますけど。

先ほども言うたように、これをまあ請願と同じように扱うのかどうかは、議運で判断をするということじゃないんですかね、議長の判断じゃなくて。

○山下委員長 那須委員。

○那須委員 私もそう思います。請願も含め陳情、いろいろなものが議長が一旦受理をしなければなりませんので、それ受理しますね。で、それを議長が判断するのではなくて、議長が諮問するこの議運で、これは適当か適当でないかというのを判断して、そしてその結果、議長が認めるものというふうな、必要と認めるものはっていうのはその分であって、議長個人が判断するのではないと。で、そのための議運であるというふうに、議運に付託するんで議運であるというふうに私は思っております。

○山下委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 そうすると、やはり 94 条に議長が必要あると認めるものっていうのは、その結局運営委員会で決定のということでもいいんですよ。

○山下委員長 ただいま那須委員が、これからは議長ではなくて議会運営委員会が認めたものというふうに変えるべきではないかという意見なんです、皆さん御意見。

副委員長。

○鷹野副委員長 確認なんやけど。そしたら、請願は別として、陳情等は必ずその委員会、議運で協議するということによろしい。そういうことですね。

○山下委員長 那須委員。

○那須委員 僕はそういう意味で。

○山下委員長 そういう意味らしいです。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 94 条を改正するわけじゃなくて、解釈としてそういうふうにするということですね。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 確認です。先ほど鷹野副委員長がおっしゃったこと、議長がどこかで判断をするということもあり得るのかなというのが、その資料として添付されております議員必携の 287 ページに運営基準では、陳情書またはこれに類するもので議長が必要と認めるものは、請願書の例により処理し、請願書の例により処理する必要がないと認めるものについては、議会運営委員会に諮ってその写し、またはその用紙を印刷し、議員に配付するということなので。

一応そのまずは議長の判断というものも、まあ運営の基準ではあることなんです、先ほど鷹野議員がおっしゃったみたいに。

○山下委員長 まあ議会運営委員会は議長の諮問機関なんで、議長の意見がそういうことであれば議運も協議すると。

那須委員。

○那須委員 議長の判断っていうふうに書いてますけど、議長が困ってというか、議長がこの委員会に付託するので、その後議長はその議論の中で判断するというふうなとりあいではいいと思いますよ。

(発言する者あり)

○山下委員長 本多事務局長、今そういう意見が出たんですが、そういうふうに改めるといって、ちょっと変更、別に愛南町議会で変更しても問題ないんですよ。

本多事務局長。

○本多事務局長 今の話のとおりだと思います。議長がですね、まあ判断に困った場合は、もちろん議会運営委員会に諮問して、その結果を聞いて議長が最終的に判断するということだと思います。

以上です。

○山下委員長 今、局長からもそういう説明がありました。そういう方向で進めてよろしいですか。金繁委員。

○金繁委員 基本的にはいいと思います。

ただですね、一番最初に提起した問題点というか課題として、陳情以外の類するもの、要望書とかお願いとかいうのもちらほら議会にいただくんですけども、その取扱いについてはやはりまた別途明確な基準を定めるべきではないかと思います。

議員必携の先ほど引用させていただいた 287 ページにも、陳情以外の要望書などの取扱いについては、各議員における取扱いの要領を明確にして、統一的処理をすることが望ましいとありまして、まあ陳情とはまた異なる性質もあるかと思しますので、適宜回答していかないとはいけないものもあります、議会報告会の後の質問とか、そういうことも一々その次の議会ま

で待つということは普通の議会をしてないと思いますし、まあこの最後にも書いてありますけど、まあこれを住民の要望を受けた議会としても、誠実に処理することが望ましいということで。まあこの規定が今、愛南町にはないので。この陳情以外については、改めて勉強して、ほかのまあ視察にも行きますしね議会、ほかの議会の活性化の視察もされるみたいなので、ぜひ勉強してからまたこれはしっかりと決めるというのも、一つの手かなと思います。

○山下委員長 今、金繁委員からの意見がありました。これから随時、そういう方向で検討をどうか、なるべく早い時期に実行をしていきたいと思っております。

石川委員。

○石川委員 陳情書とですね、要望書をまあ分けるような今の御意見だったんじゃないかなというふうに私は理解しとるんですが、あくまで陳情書の中に要望書を含めてですね、嘆願書も含めてですね、まあ今後のそのルール作りの中で、私は一本化しとくべきじゃないかなと。

まず陳情書の定義とかですね、要望書の定義とかですね、そういうものを決めるのはちょっとかなり難しいですし、様式もですね、それぞれに変える必要があるというような話になっても、出す側も受ける側もですね、えらい煩雑になってくると思いますんで、そのあたりを踏まえてですね、今後議論していったらいいんじゃないかなというふうに思います。

○山下委員長 今、石川委員の意見がありました。ほんとこれ陳情も嘆願も要望もお願いも、どこで線引きするかいうの大変難しいんで、これ出した人の判断だけなんで、これは要望、これは陳情、これお願い、我々委員会としてもなかなか判断できにくいんで。

金繁委員。

○金繁委員 そうですね。まあ私が先ほど申したのは、私の意見というよりはこの議会、議員必携に書かれていることを述べたまでです。で、これも含め、先ほど石川委員がおっしゃったことも含め、やっぱり一度、愛南町議会として勉強してみる必要があるんじゃないかなと思っております。ほかの議会でどういうふうに、それぞれ処理されているのか。まあ定義づけも含み、勉強してから決めていったらいいのではないかと思います。

○山下委員長 一例ですが、ほかの市町では陳情取扱い基準を決めているところもありますし、まあそれも含めて、またみんなで勉強したらいいんじゃないですか。

ほかに御意見はありませんか、取扱いについて。

那須委員。

○那須委員 いろいろな陳情、要望、お願い、嘆願というのこれは枕言葉と、要望する、嘆願するという、お願いするというのと、そこの二つの違いだけで、中身はそんなに変わらないようなことができるわけですよ。ですからまあ、石川委員言われましたけど、まあ陳情書等はきちんこの際決めて、後の分は陳情書と同じような取り扱いをするという形で、僕は簡単に決まるんじゃないかなというふうに思います。そんなに違いはないと思います。

で、今後ですけれども、今回4件の陳情が出ております。これを今から審査するわけですよ、今の話です。で、いずれにしても議長受理しましたから、出されたところには返答をしなければなりません。議会でもこういうことがありましたというのを、当然しないといけないんですが、私はこの委員会でこれは適切でないというふうな判断をした場合は、した場合でもしなくても陳情書に関しては、最終日に提出すればいいと。で、しかも資料配付だけでいいというふうに考えておりますが、皆さんいかがでしょうか。

○山下委員長 今、那須委員からの意見がありました。ちょっと意味理解できましたか。意味。結局、議会運営委員会で審査して、適切ではないとみられた陳情書は、最終日に資料配付するという意見ですよ。

石川委員。

○石川委員 その適当であるかないかというよりも、議会運営委員会で付託先を決めてですね、審査するか、それともこのフローを見ますと、するかしないかを決めるということだと思います



が、そういう理解でよろしいんですね。

要は、一件一件陳情が上がってきました。1番目はこれは付託しましょう、付託せずに配付だけに終わらせましょうというすみ分けをこの議会運営委員会ですという理解でよろしいですね。

○山下委員長 金繁委員。

○金繁委員 今、石川議員が確認されたこと、まさに先ほど事務局からもおっしゃってたフローと同じことでいいんですね。

ただその那須委員がおっしゃった、付け加えられた点は、その委員会に付託しなくていいと、ここで議運で判断したものに対しては、今なら議案としてほかの議案と同じように議員に、議運の次の日にお知らせがというかね、共有がされてるんですけども、それをやめて議会の最終日にほかの議員に共有するという点を付け加えられたということですよ。でいいですか委員長、それに関して。

○山下委員長 金繁委員どうぞ。

○金繁委員 それに関して最終日に委員に、ほかの議員に共有するということなんですけども、まあそれはほかの議員、議会は合議体なので、一応そのそれを見て、ほかの議員と話をしたいという議員もいますよね、ほかの議案と一緒に。議案が、議運がそのある陳情に対しては、これは付託しないと決めたものについても、やっぱ議員としては、ほかのここに入っていない議員としては、最終日に見せられても検討することができない。そうすると時間がね、時間的余裕がない、いろいろ調べたりもしたいでしょうし、そのときに的確な発議をすることができなくなるというおそれがあるので、これだけを何も最終日に、今こう移す必要性がないし、むしろその議員としての発議権というものを狭めてしまうおそれがあるので、私はそれはここで決めるよりは、全員協議会でほかのここで決めてしまうよりは、全員協議会に諮るべきじゃないかと思います。

○山下委員長 ただいま金繁委員から意見がありました。ほかにこの意見について、何かありませんか。

石川委員。

○石川委員 議運です。もう審査しないと。要は委員会に付託しないということなんです。もうその陳情についてはですね、私は配付のみで十分じゃないかなと。委員会に付託する場合はですね、そら事前にですね、初日にする必要、配付して本会議です。付託する必要性がありますが、そもそもその陳情を審査しないと。うふうな決定になればですね、私は配付なので最終日で十分だというふうに理解してます。

○山下委員長 ちょっと、那須委員に確認ですが。

これ陳情も、そしたら議会運営委員会で全て審査するってということですよ。

○那須委員 はい、そうです。

○山下委員長 まず審査をします。

○那須委員 はい。審査した上で、これはどういうんか委員会とか議会に付託するべき必要がないと判断したものは、もうそれは受理したもんですから、議長は最終日にそういった資料を配付すると。こういう資料が、陳情書が来ましたよという配付するだけで結構だと思います。実際、そういう議会もありますのでね。付託しない陳情内容であれば、それはその程度で私は結構だというふうに思います。

○山下委員長 那須委員の意見がありました。金繁委員。

○金繁委員 まずここで審査するしないのについて、審議するわけですけども、付託するかどうか失礼、付託するかどうか。その基準についても、あらかじめ客観的に基準をもっている議会が今は多くなっていると聞きます。それも今後、検討して決めたほうがいいと思います。それが1点。

それから2点目の、その最終日にこれのみを議案に載せる、失礼、議員に共有するという積極的な理由が、ちょっと私には分からず、むしろそのここで今それを決めてしまうことによる、その議会全体への私はマイナスが大きいので、これは全協で議論して決めるべきやと思います。その最終日にするかどうかっていうのは。

○**山下委員長** あの最初の1点は、先ほど申したように陳情取扱基準も設けているところもありますので、まあ全協なりみんなが、それを基準を作ろうではないかということがあれば、検討して進めていきたいと思います。

2点目ですね、今、金繁委員から全協で決めるべきではないかという意見が出たんですが、その意見について何か。

那須委員。

○**那須委員** 議会運営のことですから、これは議員協議会ではなくて議会運営委員会で決めるべきことです。で、議会運営委員会で決まったことは、たとえ議長であろうが、それも決まりを遵守するということになってますので、そのための僕は議会運営委員会じゃないかというふうに思います。

○**山下委員長** 金繁委員。

○**金繁委員** 今の那須委員の発言に対して、これまでの例を挙げさせていただくと、例えば議会基本条例を作るとき、議運のほうで作っていただきました。ですが、それを最終的に決定するかどうかっていうのは全員協議会、議員全員で合議して決めました。議会運営に関すること、議会基本条例の中にもしっかりと入っています。で、ほかの申合せ事項とか、議会規則も全て今、議会全員で諮って決めています。なぜ今これだけを、議会運営に関することだからということで、ここで決めてしまうのは私は危険だと思います。ほかの例に倣って全員で話し合うべきだと思います。

○**山下委員長** 石川委員。

○**石川委員** この事務局からですね、配付された議会資料1を見ると、もう既にですね、その議員に写しを配付するっていうことは決まっているわけであって、審査しない場合ですよ。で、いつ配付するかっていうのは、今まで通例、慣例としてですね初日にやってただけの話で、議員に写しを配付しないということになれば、それは議運に、議運で最終決断が必要か、全協でとかいうルールを変えるということになればですね、ただ、今論議しているのは、初日通例で配付するものを最終日に配付しようがですね、それ慣例の話なもので、それは別に議運で決めても、議長の判断で決めても、それは私は結構かとは思いますが。

○**山下委員長** 嘉喜山委員。

○**嘉喜山委員** 私もですね、やはりこれは議事運営に関することなんで、そのこの中で決めて、しかもやはり議長が必要と認めるものっていうのもありますし、那須委員の意見でいいのじゃないかなと思います。

○**山下委員長** 金繁委員。

○**金繁委員** じゃあ説明してください那須委員、なぜ議会基本条例とか申合せ事項とか、まあ議長がいらっしゃるんで議長でもいいんですけど、全員で、議員全員で話し合うことが必要で、なぜこの最終日については、ここで決められるのか。これ最終日にするっていうのは大変なことですよ。一週間という検討時間が奪われるということです。各議員にとって。陳情の内容が適切かどうか、それを調査する、出した人にヒアリングをする、議員としての仕事ができなくなるということですよ。

○**山下委員長** 鷹野副委員長。

○**鷹野副委員長** 先ほど金繁委員が全協でっていうこと、条例の制定とこれとあれは全然違います。以上です。

○**山下委員長** 金繁委員。

○**金繁委員** 条例かどうかという、形式なことを言っているんじゃないありません。基本条例の中にも運営に関することは書いてあります。ほかの下位法もそうです、申合せ事項とか法的拘束力ないものについても、これまでちゃんと全員で話し合ってます。ですのでここで、議運で話し合うべきことは、こういう最終日にしたいと思いますという方針を決めたらいいんじゃないですか。そしてそれを、全員協議会に提案して、皆さんの意見を聞いて、そこで決めたらいいじゃないですか。

○**山下委員長** ただいま金繁委員の意見がありました、暫時休憩します。  
10分間。50分から再開いたします。

(休憩)

○**山下委員長** そしたら定刻になりましたので、会議を始めます。

先ほどから二つの意見が出ておまして、今回、この議運で決定するという意見と、方向性を出して全協に諮って決めたらいいのではないかと二つの意見があります。その意見どちらかに決めないといけんのですが、これ委員長はあまり個人的な意見を出したらいけんのですが、なかなか今日これどっちに決めるかというのなかなか難しいんじゃないかと思うんですが、再度委員の方の意見をお聞きします。

今日決めるのか。

金繁委員。

○**金繁委員** 議運は議長の付託を受けて行う部分がほとんどですが、ぜひ議長の御意見も聞いてください。委員の意見はほぼ出尽くしたと思いますので。

○**山下委員長** 原田議長。

○**原田議長** 私はですね、一応その陳情を最終日にいうたら議員の皆さんに配付をすると、そうしたらどうかという意見なんです。まあこの議運でそうしたほうがいいんじゃないかという結論が出れば、今度のその全員協議会でやっぱり皆さんに、私は諮る必要があるんじゃないかなというふうに思いますけど。私の意見です、これは。

○**山下委員長** ということは、議運の意見を尊重するという事でよろしいんですね。

○**原田議長** そうです。

○**山下委員長** まあ議長の意見はそうです。

石川委員。

○**石川委員** 今日の会議はですね、先の話というよりも、6月定例をこの陳情の取扱いをどうするかということで、今日集まっているはずなので、今日決をとっていただきたいと思います。

○**山下委員長** 金繁委員。

○**金繁委員** 私ですね、今日の議案について事務局に確認したんですよ。金曜日、これいただいたときに。で、もう今回の6月の議案については、ついでに議運は終わったんですよ。で、もう一度月曜日に開くのは、今後の手続どうするかという話ですよという確認をさせていただいて、そのとおりですということなので、今回6月に出されている陳情等については、もう審査は終わっているという認識です。よろしいですかね、それで。

○**山下委員長** 本多事務局長。

○**本多事務局長** その6月の陳情取扱いにつきましては、前回の議会運営委員会の中で全て議長預かりの決定になっているというふうに理解しております。

以上です。

○**山下委員長** 今、局長からの説明で、前回の議運で今回の議案は陳情、請願陳情は議長預かりになっているということで、決定しているという報告なんです。なんで、これ決定事項をまた変えてというの何かこう、議会運営に関する流れ、おかしいんじゃないかと私思うのですが。まあ委員の皆さん。もう一度意見をお聞きします。

結局、今回の議案でも、議事の内容でも、前回の議運で全てもう決まっとると。決定したと、

決定事項であるという説明で。

○山下委員長 石川委員。

○石川委員 議長預かりということは、議長がこの会議も含めてですね、結論を出すということでよろしいのでしょうか。

○山下委員長 この議長預かりという言葉が、本当に何か取り方がいろいろ難しいんで、本当にもう議長に、議長は本当に権限あるんですが、責任も何も全て議長になるんで。

今の石川委員の質問について、事務局何か。

本多事務局長。

○本多事務局長 すみません、議長預かりっていう言葉がちょっと誤解を生むみたいなので、もう一度説明をさせていただきますが、陳情等をですね、いわゆる付託しない、委員会の付託しないということです。なので、いわゆるこの表でいうと審査をしないという流れですね。なんで、議員に写しを配付するのみということです。

以上です。

○山下委員長 分かりましたかね、説明。

分かった。

石川委員。

○石川委員 そこまでは分かっているんですが、今その最終日初日ということ議論になってますけども、これも踏まえた上で議長預かりという理解でよろしいのでしょうか。

○山下委員長 それは今日出た今意見なんで。

議長に聞きよるわけ。

石川委員。

○石川委員 今日の会議は、まあ争点に今なってますけども、その部分を参考にして議長が預かってると。議長の判断でどうするかという。最終的にですね、初日にするのか最終日にするのか、まあ最終的に決をとってですね、最終的には議長の預かりということですから、その採決は採決として、最終的に議長の判断ということになるんじゃないかなというふうに思ってます。

○山下委員長 ということは、採決して後は議長に委ねるということ、その内容をかね。

○石川委員 が、議長預かりじゃないかと、僕は理解しているんですけど。

○山下委員長 原田議長。

○原田議長 ちょっとそれは、議長としては何とも。一応、議運でその方向をやっぱり出していたきたい。

○山下委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 この6月定例の初日の議案を見ると、もう既に載っとるんで、これを変えるっていうのはもうできんことないですかね。

○山下委員長 確かに議案には載ってますね。

(発言する者あり)

○山下委員長 これ局長、報告は諸般の報告の中で、請願陳情の件数を報告するんですね。

本多事務局長。

○本多事務局長 はい、その中で陳情書の取り扱いについて説明いたします。

以上です。

○山下委員長 これはみんな意見出尽くしたんで、方向性を決めんといけんのでこれ。

那須委員、石川委員は今日、6月定例の取り扱いについて変更して、諸般の報告を最終日に報告すると。諸般の報告の中の陳情の取り扱いについてを、最終日に報告するということですよ。

それで金繁委員は、今までどおりで今後検討していくということですかね。

金繁委員。

○金繁委員 はい、補足させてください委員長。

それで、この6月の扱いについては、先週この議運で、もう議案としてここで審査をして、付託はしないという結論になっています。で、このままの流れで今までどおりに行くと、一般の町民の、一般の公開は、ホームページ上に最終日の前日に公開されることになると思います。ですよね、事務局長。

なので。違いますかすみません。

○山下委員長 本多事務局長。

○本多事務局長 陳情書につきましてはですね、議案ではないのでホームページでは公開をしてません。

○山下委員長 すみません先ほど私、勘違いしております、前回の議運で議案とか定例会の、その全て決定したということですが、まあ先ほどほんと40号議案ですかね、取り消しとかもあるんで、決定が全て決定を変更ありということなんで、まあ全て今回6月定例に対する議案の審議は議運で終わったというわけではないということ、ちょっと申し伝えておきます。私ちょっと勘違いで。

金繁委員。

○金繁委員 私の意見はほぼ言ったんですけど、方向性を決めるのもう一度だけ言わせてください。

私は先ほど申したように、最終日に議員に陳情の内容を共有するというのは、議員の活動を狭めることにつながるの、これを変更するには、ここで方向性を決めるにしても、全員協議会に諮るべきだと思います。

で、さらに重要なのは、その陳情を委員会に審査に付託するかどうかという、審査するかどうかというところを、やっぱり千葉市議会のように、ある程度客観的な基準を設けるべきで、そうしなければ町民の信頼を揺るがすことになるので、それをセットでやっていただきたいと思います。

○山下委員長 もう全て意見が出尽くしましたので、ここで。

鷹野委員。

○鷹野副委員長 一番最初に出た、ここでその審査するという、あれはどうなった。するかせんか、そうこの後するか。この後決めるということでもいいんですかね。

○山下委員長 何、この後に決める。

(発言する者あり)

○山下委員長 原田議長。

○原田議長 その件は先日の議運で、もう議長預かりということになっとるんで。

と、思いますけど、私の判断。

○山下委員長 ちょっと、いろいろ頭がこんがらがって、議長預かりになったということは、審査しないということなんです。審査しない。まあこれで紹介議員がなければ、このままで配付で終わりですよね。

(発言する者あり)

○山下委員長 委員長は委員会で自分の意見を述べるべきではないんですが、先の、前の議会運営委員会でもう決定事項で、議長預かりということを決めておりますので、今回の6月定例、6月定例はそれを覆して変えるってということは、議会運営今までこうルール守ってきたんで、ちょっとおかしいんじゃないかと、私の意見です。

那須委員。

○那須委員 じゃ、9月からちゃんとしましょう。

○山下委員長 はい、皆さんどうですか。

金繁委員。

- 金繁委員 先ほど議長がおっしゃられたように、まあここである程度の方向性を決めて、全員協  
議会に諮るべきだと思います。
- 山下委員長 議論もいろいろ出ましたが、まあ6月定例は、決定どおり行うことで9月からは早  
めに議運で検討し、全協に諮りながら決めていく、変えていくということによろしいですか。  
(「はい」と言う者あり)
- 山下委員長 はい、ほかにその他。  
局長、ありませんか。
- 本多事務局長 ございません。
- 山下委員長 それでは、本日の議会運営委員会はこれまで。どうもお疲れさんでした。

議会運営委員会委員長